

**お試しのつもりが  
定期購入に**

消費生活センター  
☎ 443・9078

**事例**

「お試し実質無料!」「初回限定〇%オフ」といった化粧品や健康食品などのWEB広告を見て、お試し感覚で注文したつもりでも、複数回の購入が条件となる「定期購入契約」を結んでいたという事例が急増しています。

「いつでも解約できます」といった広告を見て、解約できるのであれば安心と気軽に注文したが、解約しようとすると、連絡が取れないケースや追加支払いを求められる事例もあります。

お得感を強調した  
ネット注文は、

注文確定前に必ず確認を

令和4年6月1日から、

特定商取引法が改正され、

通信販売の最終画面（消費

者が申し込みボタンをクリ

ックすることで契約申し込

みが完了する画面）に、次

の内容を明確に表示するこ

とが義務付けられています。

◇商品の数量

◇販売価格

◇支払時期・方法

◇引き渡し・提供時期

◇申し込みの撤回や解除方法

確認するポイント

◇1回限りの契約ですか？

◇回数指定はありませんか？

◇2回目はいくらですか？

◇簡単に、無料で解約でき

ますか？

※ 申し込み時は、最終画

面のスクリーンショット

（画面コピー）を撮ってお

くなど、証拠を残してお

きましょう。

※ 契約によっては、取り

消しや解約ができる場合

があります。一人で抱え

込まず、少しでも不安に

思ったときは、消費生活

センターにご相談くださ

い。